

# 要保存

## 風水害等の「警報」発表時及び災害発生時における児童の安全確保について

風水害等の「警報」発表時及び災害発生時における児童の安全確保について、次のように対応いたしますので、ご理解ご協力をお願いします。

### 1. 横浜市内（神奈川県全域または神奈川県東部）に午前7時の段階で「暴

#### 風警報」、「大雪警報」、「暴風雪警報」、「特別警報」が発表継続中の場合

- その日は臨時休業となります。
- 当日の給食は、全市一斉に中止となります。
- 学級連絡網、メール配信での連絡はしません。
- はまっ子ふれあいスクールもありません。

### 2. 登校後に「暴風警報」、「大雪警報」、「暴風雪警報」、「特別警報」が発表さ

#### れた場合

- 児童連絡カードに記載された引き取り者の方に引き渡しを行います。
- メール配信等でお知らせします。

### 3. 「暴風警報」を伴わない「大雨警報」や「洪水警報」が発表された場合

- お子様の安全を最優先に考え、登校の判断をご家庭で行ってください。
- 欠席をされる際は学校へ連絡をお願いします。
- 学校は通常通り授業を行います。
- メール配信での連絡はしません。

※警報の発表・解除はテレビ・ラジオの報道によりますので、ご家庭におかれましては、情報を正確に把握されますようお願いいたします。

### 4. 市域のいずれかで、震度5強以上の地震が観測された場合

- 直ちに授業を打ち切り、児童連絡カードに記載された引き取り者に引き渡しを行います。
- メール配信等でお知らせをしますが、メール配信ができない場合も想定されます。
- 警戒宣言が解除されるまで、学校は休校です。